

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

我が国の森林は国土の7割を占め、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等の公益的機能を有し様々なSDGsの達成にも貢献する等、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。

また、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、森林には大気中の二酸化炭素の吸収源として大きな役割が期待される一方、人工林の高齢級化等が進み、森林吸収量が長期的に減少傾向にあることから、その向上を図ることが重要となっている。

これらの機能を十全に果たすべく、間伐などの森林整備を着実に実施していくための財源として令和元年度に森林環境譲与税が創設された。

現在、地方公共団体では、森林経営管理制度等に基づき、管理が行き届いていない森林の整備のため、森林所有者への意向調査等に取り組んでいるが、所有者不明や境界未確定森林の存在、担い手の不足等により、想定以上のコストがかかっているところである。

また、近年多発する豪雨によって起こる土砂崩れや洪水、浸水といった下流部の都市住民にも被害が及ぶ災害から国民を守るためには、様々な課題に対応した森林管理を進めていくことが必須となっている。

こうした山間部を有する地方公共団体における様々な課題に早急に対応し、森林整備や人材育成・担い手確保といった取組を今後本格化させていくには、多くの森林面積を抱える市町村においては、今の譲与基準のままでは森林整備の費用に不足が見込まれ、さらなる財源が必要となっている。

以上のことから、下記の実現を強く要請する。

記

森林面積の広い市町村が必要な森林整備をより一層推進することができるよう、譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月28日

福岡県那珂川市議会